

ごみ収集事務所等の空調機械室（吹付け材）からのアスベスト検出について

アスベスト含有の可能性がある吹付け材、フェルト材を使用している22施設を再調査したところ、2施設の空調機械室から基準値を超えるアスベストが検出されました。

1. アスベスト再調査について

(1) 調査概要

厚生労働省からの通知(平成20年2月6日付)を受け、平成17年度調査では未検出であった施設を対象として、3種類のアスベストを追加し、基準値を変更して、再調査を行いました。

(2) 再調査対象施設: 22施設(焼却工場(4)、車両課(1)、リサイクル施設(5)、ごみ収集事務所等(12))

(3) 試料採取時期: 平成20年3月17日、19日(2日間)

(4) 分析機関: 環境創造局環境科学研究所

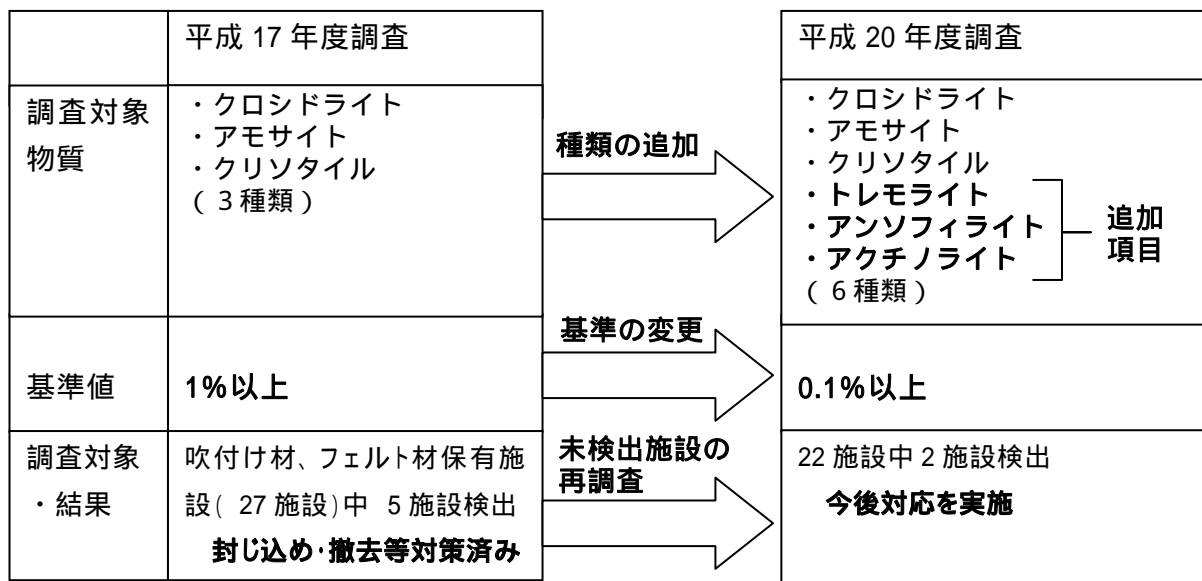
(5) 検査結果の受領: 平成20年5月1日午前中

(6) アスベストが検出された施設及び分析結果

施設名	所在地	検出場所	使用部位	種別	アスベストの種類	含有率(%)
神奈川事務所 (ごみ収集事務所)	神奈川県千代田区 町3-1-43	2F、3F 空調機械室	天井・壁	吹付	クリソタイル ()	0.1~1.0
車両課(車両整備 工場事務所棟)	神奈川県 新浦島町2-4	3F 空調機械室	壁	吹付	クリソタイル	0.1~1.0

()0.1%の検査基準値未満ですが「トレモライト」も検出されました。

(7) アスベスト調査の経緯



2. 今後の対応

上記2施設のアスベストが検出された場所(空調機械室)への立入りを原則として禁止し、詳細調査(アスベストの浮遊量調査)を実施するとともに、アスベストの撤去などの対策を早急に対応してまいります。

(裏面あります)

(参考)

平成 17 年度調査

労働省労働基準局長通達「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」(平成 8 年 3 月 29 日 基発第 188)に基づき主要 3 種類のアスベスト(クロシドライト、アモサイト、クリソタイル)について調査(基準値:含有率 1%)を実施。

平成 20 年度調査

厚生労働省からの通知「石綿障害予防規則第 3 条 2 項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について」(平成 20 年 2 月 6 日 基安化発第 0206003 号・労働基準局安全衛生部化学物質対策課長名)に基づき、前回調査の対象とされていなかった 3 種類のアスベスト(トレモライト、アクチノライト、アンソフィライト)を加え調査(基準値:含有率 0.1%)を実施。